

青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関する
タスクフォース（第12回）

令和3年2月12日

- 1 日時 令和3年2月12日（金）17:00～19:00
- 2 場所 WEB会議による開催
- 3 出席者（敬称略）

○構成員

中村主査、曾我部主査代理、石田構成員、上沼構成員、尾上構成員、尾花構成員、森構成員、米田構成員

○オブザーバー

株式会社NTTドコモ、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、（一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会、（一社）全国携帯電話販売代理店協会、（一社）安心ネットづくり促進協議会、（一財）マルチメディア振興センター、（一社）モバイル・コンテンツ・フォーラム、（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構、アルプスシステムインテグレーション株式会社、デジタルアーツ株式会社、内閣府、文部科学省

○総務省

竹内総合通信基盤局長、今川電気通信事業部長、梅村データ通信課長、片桐消費者行政第一課長、萩原消費者行政第一課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）議題

- ① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について（ヒアリング）
 - ・（一財）マルチメディア振興センター
 - ※ （一社）電気通信事業者協会、（一社）テレコムサービス協会（MVNO委員会）における加入率・有効化率の進捗状況に関する発表は議題(4)の中で実施
- ② 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告
 - ・内閣府（青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書及び第5次基本計画に関する状況報告）

- ③ 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告
- ・事務局（総務省におけるインターネット上の誹謗中傷や海賊版対策に係る普及啓発の取組について）
- ④ 今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に係るヒアリング
- ・（一社）電気通信事業者協会
 - ・（一社）テレコムサービス協会（MVNO 委員会）
 - ・フィルタリング事業者
アルプス システム インテグレーション株式会社
デジタルアーツ株式会社
 - ・（一社）安心ネットづくり促進協議会
 - ・（一社）ソーシャルメディア利用環境整備機構
- （3）閉会

5 議事要旨

（1）開会

【中村主査】 皆さん、こんにちは。本日、お忙しいところ、ネット上ですけれども、お集まりをいただきましてありがとうございます。

では、ただいまから第12回の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースを開催いたします。

今日の会議、コロナの拡大防止ということで、ウェブ会議でお届けをしようと思っております。よろしくどうぞお願いします。

最初に、事務局からウェブ会議の開催上の注意事項の御案内、それから配布資料の確認をお願いいたします。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 本タスクフォースの事務局を務めます、総務省総合通信基盤局消費者行政第1課の課長補佐である、萩原でございます。

では、ウェブ開催に関する注意事項を幾つか御案内させていただきます。

まず、一般傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声のみでの傍聴とさせていただきます。このため、構成員の方々につきましては、御発言に当たっては、お名前を必ず冒頭に言及いただきますようお願いいたします。傍聴の方は、現在、構成員の方が参

加されているシステム上の資料投影やチャット欄は閲覧できない設定となっておりますので、資料については、本タスクフォースのウェブページに公開しております。そちらを御覧ください。

ハウリング混入防止のために、発言時以外はマイクをオフにさせていただきますようお願いいたします。意見交換において、御発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただきますようお願いいたします。それを見て、主査から発言者を指名いただく方式で進めさせていただきます。発言する際には、マイクをオンにして御発言ください。発言が終わりましたら、オフに戻してください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただきますようお願いいたします。その他、チャット機能で御連絡いただければ、随時対応させていただきます。

注意事項に続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。配付資料は、議事次第に記載されているとおりですが、資料 12-1 から資料 12-9 までが今回、御報告いただく資料となっております。不足等ございましたらお知らせください。

事務局からの御連絡事項は以上でございます。それでは、これ以降の議事進行は主査にお願いしたいと存じます。主査、よろしくをお願いいたします。

(2) 議題

① 「青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策」等を踏まえた取組の進捗状況について（ヒアリング）

【中村主査】 よろしく申し上げます。ありがとうございます。オンライン会議は場数を踏んできてはいるんですけども、不具合が発生することもいまだにしばしばございますので、その際、臨機応変に進めたいと思います。よろしくどうぞお願いいたします。では、議事に入ります。今日は盛りだくさんです。前の会合、10月8日でしたか、約4か月経過しておりまして、事業者や団体の取組、政府の施策等もそれぞれ進められているところと思いますので、今日の議題は議事次第によると4つあります。青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策等を踏まえた取組の進捗状況についてのヒアリング、それから青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告、3つ目が青少年の安全・安心なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告、4つ目、今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に係るヒアリングとしています。

では、まず、議題1、青少年のフィルタリング利用促進のための課題及び対策等を踏まえた取組の進捗状況について、マルチメディア振興センター、FMMCさんから御説明をいただきます。では、FMMC木曾さんから説明をお願いしますでしょうか。

〈(一財) マルチメディア振興センターから、資料 12-1 「(一財) マルチメディア振興センター資料」について説明〉

【マルチメディア振興センター】 では、資料の1ページを御覧ください。e-ネットキャラバンの実施状況について御説明させていただきます。資料 12-1 になります。1ページを御覧ください。

まず、前回、御説明させていただいておりますけれども、e-ネットキャラバンは従来対面での講座を受講形式としてとっていましたが、新型コロナウイルスの感染拡大という影響もございまして、学校の皆様に受講しやすい環境を提供するという事で、対面の実施に加えて、このページの②から⑤に書いております、校内の例えば放送設備を使ったものですか、あとは、講師の職場等からウェブ会議システムを利用して配信するようなもの、それから、もっとリモート講座を簡便に受けていただけるように、あらかじめ決まった日程で、FMMCのほうに講師に来ていただいて、そこからウェブ会議システムを使って配信しているようなもの、それからビデオオンデマンドといった形態のICTを使ったリモートで受けていただけるような講座の提供をしております。

前回、御説明した際には、トライアルで取りあえずやっていますということを説明したんですけれども、昨今のコロナの状況ですか、あるいは、学校のほうでもICTの活用が徐々に、今後進んでいくといったことも踏まえまして、本格実施ということで、11月からやらせていただいております。

2ページを御覧ください。リモート講座の実施状況と今後の方向性でございます。

まず、1番目に、これまでの実施状況でございます。今年度は、2月、3月は予定の件数なんですけれども、対面とリモートを合わせまして、全体で1,100件ぐらいになる見込みです。そのうちリモートでの実施のものを、割合として一番下に示しております。こちらはリモートとしてカウントしているのは、前のページの②から⑤に書かせていただいているものをリモート講座等として割合で示しております。12月までというのは、前半はリモートをまだやっていなかったこともあり、5.5%がリモートでの実施になっているんですけれども、1月は33%、2月も予定ですが35%程度、3月は20%を超える予定になっております。

特に1月にまた緊急事態宣言が出て以降、1月以降の申込みに限ってみますと、リモートの申込みの割合が49%と、50%近い数字になっておりまして、リモートでの講座受講のニーズというのは、学校の皆様にとってもあるのかなということを感じております。

2でございます。今後の方向性でございますけれども、来年度も学校の環境ですとか事情に合わせて講座を引き続き実施していただけるように、対面での実施に加えて、リモート講座、ビデオオンデマンド講座も提供していきたいと思っております。リモート講座については周知をしていく、新しい取組でもあるので周知をしてどんどん使っていただくことが重要と考えておりますので、こちらの周知も進め、引き続きやってまいりたいと思っております。また、リモート講座の、学校が希望すれば、いつでも受けていただけるように、例えば講座のコマ数を増やしたりですとか、あとは、ビデオオンデマンド講座の内容改善です。具体的には、例えば、小学校3、4年生、あるいは5、6年生に向けては、ただ、講座の模様、授業風景を流すのではなくて、もう少し、例えば人形を登場させて、講師と人形が掛け合いをしながら内容を進めていくとか、集中して見てもらえるような内容の改善も検討しております。

以上になります。

【中村主査】 どうもありがとうございます。お疲れさまです。

では、今の発表に関して質問等ございましたら、お願いいたします。どなたからでも結構です。尾花さん。

【尾花構成員】 FMMCの皆様、いろいろな工夫をいただいているということがとてもよく分かるご発表をありがとうございました。前回のときに、新しい内容は入れないというお話を確定的にされていたのですごく不安だったのですが、リモート講座など新たな内容への取組ができているということ、この資料からもうかがえるので大変心強く思いました。

そこで、質問というよりもお願いなのですが、昨今、動画とかゲームに起因するトラブル、たとえば、犯罪や事件に巻き込まれたり、チャレンジ動画を見て命を落としたりするようなことなどは世界的にも見られる傾向ですし、動画配信の投げ銭に関する問題なども起きています。そういったことを全く知らない講師だと、講義の中では話題にも上がらず、講座を聴いた直後に児童・生徒が事件やトラブルに巻き込まれてしまって、e-ネットキャラバンの長年の実績が傷ついてしまうというようなこともこれからは考えられます。Webでの講座が可能になったということで、全国に散らばっている講師の育成もできると思っておりますので、

業界の動きも、事件やトラブルも、スピードが早くて大変だとは思いますが、今、築かれたリモートやオンデマンドの環境を利用して、講師の方たちのスキルアップにも取り組んでいただければと思って、お願いの発言をさせていただきました。

以上です。ありがとうございます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。それから、上沼さんと石田さんからも手が挙がっているので、順にお願いします。

【石田構成員】 石田です。質問してよろしいでしょうか。

【中村主査】 どうぞ。

【石田構成員】 全相協の石田です。よろしくお願いします。

リモート講座の要望が多いということでしたけれども、e-ネットキャラバンさんの講座については、保護者の方にぜひ知っていただきたいという内容が多いかと思うんですが、このリモート講座に関しては、受講者の保護者の割合はどのぐらいか統計はありますでしょうか。

【マルチメディア振興センター】 FMMCの木曾です。保護者向けの講座というのは御用意をしているんですけども、手元で受講数が全体のうちどれくらいかというのが、今は数字が分かりませんので、また、フィードバックさせていただければと思います。ありがとうございます。

【石田構成員】 ありがとうございます。保護者向けというのも非常に大切なことだったので、お伺いしました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

【マルチメディア振興センター】 ありがとうございます。

【中村主査】 上沼さん、どうぞ。

【上沼構成員】 ありがとうございます。別のところで、去年ぐらいだったか、ネットモラル系の講座で、コロナの関係で、主催者側はオンラインの状況の準備があるのに、受講者側の都合でリモートは受けられないということで中止が増え、リモートの実施率が非常に低かったということを伺っています。

ただ、これを見ると、リモートでの実施率がかなり伸びてきているようです。こういう状況のときにネットモラルの授業がリモートでできない、それも受講者側の都合でできないというのは非常に残念なことだとは思っていたのですが、この1年で急に伸びてきたという感じなのではないでしょうか。ちなみに、私は第二東京弁護士会のいじめ予防授業で、ネットいじめの授業を東京でしてきたのですが、東京の公立学校はみんなTeamsが導入されてい

ると聞いて、すごいなと思いました。そのような全国的な傾向などご存じでしたら教えていただければと思います。

【マルチメディア振興センター】 FMMCの木曾です。

最近、伸びてきているということですが、周知自体が私ども、リモートの準備ができたのが割と昨年の秋ぐらいでして、それからいろいろなチャンネルで周知を始めたのが、総務省様、文科省様の御協力をいただいて周知を本格的に始めて来たのが11月、12月です。学校に徐々に知っていただいているというところから割合が伸びて、この時期ですから対面よりはリモートでというところで、数字の伸びが今きているのかなと感じております。

また、今後、実績が積み上がってきて、あそこのこういうやり方だと簡単にできるみたいな例も御紹介できましたら、また、ほかの学校にも知っていただいて、受けていただく割合も増えてくるのかなと思っております。

【上沼構成員】 ありがとうございます。そういう意味でいうと、あまり受講者側の都合でできないという感じでは、今はないということですよ。

【マルチメディア振興センター】 そうですね。受付担当者に聞いたところでは、わりと学校様によって、温度差というか、恐らく状況が違うのかということも一方であるのかなとも感じています。例えば、コロナでキャンセルさせていただきという御連絡をいただいたときに、リモートを御案内するんですけれども、やっぱり対面がいいので時期を後に延ばしますといった学校様もあると聞いているので、そこは設備の状況なのか、講座の特性として対面がいいと先生がお考えなのかは分からないんですけれども、学校様によって状況は結構違ってきているのかなと思います。

ただ、ICTを使っていこうという機運にはなっているもので、そういったところうまくインターネットの安全・安心教育というところも載せて、一緒に受けていただけるようになればいいかなと、事務局としては考えています。

【上沼構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございます。米田さんがお書きなのかな、ギガの関係もあると思うと、そのとおりだろうと思います。ありがとうございます。

いつも議論になります、電気通信事業者協会、それから、テレコムサービス協会の加入率、有効化率については、後の議題4の内容のときに、各団体から報告、発表をいただきたいと思っております。

② 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告

【中村主査】 ということ、次の議題2に移りたいと思います。2番は「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書の状況報告」ということで、内閣府の岡部さんから説明をいただければと存じます。よろしくどうぞ。

〈内閣府から、資料12—2「内閣府資料」について説明〉

【内閣府】 本日、貴重な時間をいただき、ありがとうございます。

それでは、早速説明に入らせていただきます。私どもが現在、事務局をしております青少年インターネット環境の整備等に関する検討会において取りまとめました、改正法附則第40に基づく検討に関する提言報告書を前回、10月8日に概要を説明させていただきました。その後、12月の検討におきまして、正式に了承いただき、今回は前回と重複する部分がございますので、まず初めに、結論部分だけを説明させていただきます。

資料のうち、右側の枠囲いを御覧ください。上段に記載しているとおり、法の13条から16条の義務の履行が図られており、今後もフィルタリングの利用率が継続的に向上することが見込まれる。このようなことから、政府において第4次基本計画の取組を着実に推進することが適当である。その下ですが、第5次基本計画の策定の課題として、青少年に対する情報教育の今後の在り方、青少年のインターネットの安全利用、SNSの安全利用、インターネットの長時間利用について、課題を挙げております。

以上が結論になります。

この結論を踏まえまして、基本計画見直しに向けた報告書を作成することとしております。2ページ以降、第1章、現状と取組方針、第2章以降が第1章の方針を反映した具体的な取組という構成になっております。全て説明する時間がございませんので、ごく簡単にかいつまんで説明いたします。

まず、諸情勢の変化として、5つ挙げております。情報教育の在り方の変化、インターネット利用者の低年齢化の進展、青少年のインターネット利用時間の長時間化の進展、容易化されたフィルタリング設定についてさらなる周知の必要性、青少年の情報「発信」を契機とするトラブルの社会問題化の進展、このような情勢を受けまして、3つの基本的な考え方を示させていただきます。

法改正を踏まえたフィルタリング利用率向上のための取組のさらなる推進、青少年のインターネットを適切に活用する能力の向上促進、最後に、ペアレンタルコントロールによる

対応の推進、この3つの基本的な考え方を示させていただきました。このような方針に基づき、第2章以降、現行の第4次基本計画との違いを見え消し線で示しております。こちらの報告書につきましては、まさに今、関係省庁、有識者の皆様と協議をして、作成段階にあります。

最後のページは、今後のスケジュールです。3月5日、第49回検討会、ここで先ほどの報告書の最初の案を示させていただきます。その後、調整を経て、パブリックコメントを実施する予定です。さらに、4月の検討会においても、報告書を報告させていただき、この場で確定させていただきたいと考えております。その後、基本計画の作成、再度、パブリックコメントにかけて、今年の夏に基本計画を策定したいと考えております。

駆け足になりましたが、以上になります。

【中村主査】 どうもありがとうございました。では、今の報告に関して質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょう。森さん、手が挙がりました。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。

これは骨子を御説明いただきまして、既に御案内のことかと存じますけれども、総務省では、昨年、非常に誹謗中傷に関する問題が活発に議論されましたので、その1つが曾我部先生の発信者情報開示請求制度の検討会であったわけですけれども、誹謗中傷の対策についての政策パッケージを公表していきまして、その中に誹謗中傷を発信しないようにする、それから誹謗中傷を受けたときにどのように受け止めて、あるいは相談してやっていくかということについての啓発というものがしっかり入っていきまして、これはもちろん誹謗中傷の問題ではあるんですけども、誹謗中傷の問題というのは、大きな部分が青少年のインターネットリテラシーの問題であるかと思っておりますので、そちらにもリンクを貼る形で報告書をお作りいただければと思います。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。石田さん。

【石田構成員】 石田です。消費者教育の今後の在り方のところで、情報モラルから青少年への情報教育を通じたインターネットを適切に活用する能力の向上促進ということが入っていて、こちらの表のほうには適切な関わり方について考えるなど、多面的な情報教育を行いと書かれていたので、とてもいいと思うんですけども、実は消費生活センターですと、ターゲティング広告から次々に契約してしまう方がいらっしゃるんです。ネットの仕組みをよく御存じないと。そういうものが自分のところに来るのはなぜかということがよく

お分かりになっていないんじゃないかといったことがあります。

同様に、今現在、エコチェンバーとかフィルターバブルとかもありますので、ぜひそういうことも含めた教育をお願いしたいと思いましたので、発言させていただきました。

【内閣府】 情報活用能力につきましては、もともと基本計画に、青少年自らが具体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させるという基本理念がございますので、引き続き、関係省庁と連携して、この基本理念に基づいて取り組んでまいりたいと存じます。

【石田構成員】 ありがとうございます。

【中村主査】 御丁寧にありがとうございます。尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。第4次計画のときに、一般の企業を巻き込んで、保護者教育をできればと、そういう項目を1つ作っていただきましたが、提案した私も含め実現ができていない状況なので、第4次計画で掲げた取組を“引き続き着実に推進する”ということをお願いしたいです。今起きている事件やトラブルや事故といったものは、保護者がちゃんと管理さえしていれば防げたものもかなり多く、保護者教育が必須だということはこの問題に取り組んでいる全ての方が分かっているのですが、e-ネットキャラバンでいろいろ工夫してくださったり、消費者支援をしていらっしゃる様々な団体が学校に出向いてくださったりして、講義やセミナーを実施しているのですが、結局、忙しい保護者の方は聞きたくても受講できない。

働いている保護者がいらっしゃる御家庭は本当にまれなので、子を持つ従業員向けに、企業で必須教育として研修をしていただけるような体制づくりをすべきではないかと考えています。子供にトラブルが起きて、そのことで会社の仕事を中途半端にしなきゃいけなくなったり、心配や対応で仕事に支障をきたしたりするような状況になれば、企業としても経済的な損失を受けます。それを避けるためにも、トライアルでもいいので、保護者教育をしていただける企業を探してやりませんか。第4次計画のときには実現が難しかったオンライン学習がどの御家庭でも可能な状況になってきたので、今、まさにタイミングが追いついてきた感じです。学校に頼るだけでなく、一人でも多くの保護者のリテラシーを高められるような機会を提供できるような取組を引き続きお願いしたいと思っています。

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【中村主査】 ありがとうございます。もう一方、米田さん、お願いします。

【米田構成員】 失礼します。関西学院千里国際中・高等部の米田です。よろしく願いいたします。

今回の第2の先ほどのところで1番、学校などにおける教育啓発などの推進のところで、特に後で多分議論になると思うので少しだけお話をさせていただくと、ちょうど学習指導要領が、小中高とともに変わります。変わった段階で、情報活用能力というところがかなり今回、学習指導要領でもクローズアップされているので、小中高のところで、どのところでもこの部分というのはすごく大事になってきます。中村伊知哉先生ほか、いろいろな方の御尽力もありまして、GIGAスクールは今順調に進んでいて、各自治体のほうに、小学校、中学校、高校と、かなり端末が実際に入ってきており、その辺りのところも考慮しながら、例えば、2番、3番のあたり、そしてまた、4番目のトラブルのところも保護でも始めているんですけど、特にこういった自画撮りとかという部分だけじゃなくて、さっき石田さんからの話もあったように、消費者教育であるとか、そういったところにもぜひ力を入れていくと言いますか、そんなところも補足をしていただければと思います。

以上です。

③ 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告

【中村主査】 どうもありがとうございました。では、議題の3に移りたいと思います。議題の3、青少年安心・安全インターネット利用環境整備に係るその他の取組の報告、これは事務局から説明いただければよろしいでしょうか。

〈事務局から、資料 12-3 「事務局資料（総務省におけるインターネット上の誹謗中傷や海賊版対策に係る普及啓発の取組について）」について説明〉

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 事務局、総務省の萩原でございます。

私のほうからは、資料 12-3に基づきまして、総務省におけるインターネット上の誹謗中傷や海賊版対策に関わる普及啓発の取組について御紹介させていただきたいと思います。

資料2 ページ目を御覧ください。昨年9月に、我々としましてはインターネット上の誹謗中傷に対応するための政策パッケージというものを公表させていただいておりまして、今回は、その中で特に1番のユーザーに対する情報モラル及びICTリテラシーの向上のための啓発活動ということで、これまでに既に取り組んできた実績のことについて御紹介させていただきたいと思っております。

内容としましては、①のところインターネットトラブル事例集の現行版の追補版という形で資料を作成し、全国の総合通信局ですとか教育委員会等を通じて、子育てや教育の現場に周知をしております。また、e-ネットキャラバンの講座内容にインターネット上の誹謗中傷に関するものを追加させていただいております。さらに、#NoHeartNoSNSの特設サイトというものを、法務省人権擁護局と一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構と共同で立ち上げているところですが、こちらの内容の拡充ですとか、そういったもので社会全体における情報モラルやICTリテラシーが高まるようにするための取組を強化していくというところで掲げさせていただいております。

こちらの詳細の内容につきましては、3ページ目以降で御紹介させていただきます。順番が逆になってしまって大変恐縮なのですが、まず、3番の#NoHeartNoSNSについて御紹介させていただきます。サイト自身は、昨年の7月21日に先ほど申し上げましたとおり、法務省とSMAJと共同して立ち上げております。#NoHeartNoSNSというものをスローガンと掲げまして、SNSで悩んでしまった際に役立ててもらおうための特設サイトを開設しております。こちらにつきましては、2020年12月25日に、新たに本タスクフォースのオブザーバーメンバーである電気通信事業者団体等、7団体に協力団体として追加していただくとともに、サイト上にインターネット上の誹謗中傷に関する相談窓口へのリンクを貼らせていただいているということで拡充をしております。今後も引き続き、サイトの内容の充実ということを図っていくことをさせていただければと思っております。

資料4ページ目御覧ください。資料4ページ目では、e-ネットキャラバンについて御紹介させていただいております。こちらは右側の真ん中にスライドの画像がございますけれども、この中で、有名人の悪口を匿名で書き込んでしまうことについて啓発をするというところのペーパーに修正していただきまして、これを全国の講座の中で御紹介いただくということになっております。

5ページ目のところは、前回のタスクフォースでも御紹介させていただきましたインターネットトラブル事例集の追補版の作成と公表について触れさせていただいております。内容につきましては、尾花先生に御協力いただきまして、左側のほうでは、誹謗中傷はしてはいけないということのメッセージ、右側のほうは誹謗中傷を受けてしまった場合にどうすればいいのかというメッセージを掲載させていただいております。

6ページ目のところでは、追補版を作成した後の周知活動について解説させていただい

ております。今回、特徴としましては、ホームページのところにございまして、総務省の周知広報の2ポツ目です。米書きで、スマホでも閲覧しやすいようにHTML形式での掲載という形で、右に長細い絵がございませけれども、これまでPDFという形で提供してございまして、こちらを開かないと見れないという状況でございまして、今回、ホームページ上からアクセスすれば、そのまま見られるという形で、見やすさのところは意識して作っております。

また、さらに、内閣府の政府広報室と連携いたしまして、ヤフージャパンのトップページにバナー広告を9月18日から24日の7日間、掲載させていただきました。こちらの表示回数としましては、5,000万回を超えて表示したというところで、一定の効果があったものと見込まれます。

さらに、関係省庁、関係団体と連携させていただいております、全国の総通局等からe-ネットキャラバンの主催者ですとか講師、受講者に対しての周知ですとか、管内の教育委員会、PTA連合会、学校に周知、管内の会議において配布していただくなど、自治体においても御周知をしていただくということをやっております。

さらに、文科省様から全国の教育委員会を通じて学校等に周知していただいております。関係団体、事業者の皆様からホームページにリンクを掲載していただく、SNSで投稿していただく、会員向けに情報発信、会報誌に掲載していただく等、御尽力いただきまして、いろいろと周知をさせていただいているところでございます。

7ページ目のところは、トラブル事例集の追補版以外のところでの普及啓発活動について記載させていただいております。上段、政府インターネットテレビというところでございますが、インターネット上の誹謗中傷に関する普及啓発の動画を、トラブル事例集の内容を基に作成させていただいております。その他、政府広報のホームページ上に、暮らしに役立つ情報として、記事及び政府の広報ラジオを掲載していただいております。政府広報ラジオにつきましては、昨年12月27日、28日に全国で放送されてございまして、不肖ながら、私のほうから普及啓発の内容について御紹介させていただきました。

その他、視覚障害者の向けの「明日への声」というものと、「ふれあいらしんばん」という資料につきましても、同じような誹謗中傷の話を載せさせていただいたところでございます。

続きまして、インターネット上の海賊版対策に係る普及啓発の取組について御紹介させていただきます。

資料9枚目を御覧ください。こちらは昨年12月25日に、総務省のほうからインターネット上の海賊版対策に関わる総務省の政策メニューという形で公表させていただいた内容となっております。こちらは、今年1月1日から著作権法が改正され、違法ダウンロードのところが内容が拡充されたことを受けまして、e-ネットキャラバンの講座内容に、海賊版コンテンツのダウンロード違法化の内容の拡充のところがアップデートを既にしていただいております。その他、現在策定しておりますインターネットトラブル事例集2021年版の中にも盛り込みまして、これを全国の総合通信局ですとか教育委員会等を通じて子育てや教育の現場へ周知していくということを考えております。

さらに、③のところでございますけれども、こちらは次のページの右側を見ていただければと思います。普及啓発動画、③というところがございますが、出版社や携帯事業者等の関係者と協力して、青少年フィルタリングの普及啓発を通じて、海賊版対策にも資する動画を作成、公表を予定しております。こちらは通信関係事業者ですとか団体のホームページですとか全国の販売店の店頭、さらには青少年の普及啓発動画の現場はe-ネットキャラバンを想定しておりますが、こういったところにおいて活用することで、広範な周知啓発を実施する予定となっております。

駆け足でございましたけれども、事務局からは以上です。

【中村主査】 では、事務局から発表に関して、質問等ありましたらお願いいたします。森さん、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございました。誹謗中傷のこと、海賊版対策のこと、遺漏なくお進めいただいていると思います。

海賊版対策のほうなんですけれども、どちらかというと、海賊版サイトを利用しない、それから、ダウンロードについてもそういうものについては違法になりますということで、海賊版コンテンツのユーザーとしてのユーザーにならないこと、ユーザーになるとよくないんだということが強調されて、それが当然、対策のメインであるわけですけども、同時に、非常にシンプルなこととして、そういう著作権を侵害するようなものをアップロードしないということが、基礎的知識として共有されていることが重要だと思います。もちろん基礎的な部分というのは、例えばトラブル事例集の中にも書かれていたかと思いますが、海賊版対策というまとまりの中で、複製権侵害、公衆送信権の侵害をしちゃ駄目なんですと、それは違法だし、さらに言うと刑事責任を負うこともある、海賊版サイトの公判手続も進んでいるんじゃないかと思います。最近あまり報道がないですけども、そういうものを紹介

しながら、基本的な権利侵害情報をアップロードしないというところについても、海賊版対策として今後、周知啓発を図っていただくのがいいのではないかと思います。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。尾花さん。

【尾花構成員】 尾花でございます。ありがとうございます。

ページ3にある#NoHeartNoSNSの特設サイトに、7事業者に協力いただいて新しいコンテンツが増えたことは大変ありがたいと思っています。ここが一番左側にあるページの「もし、あなたが傷つけてしまいそうなら」や「傷ついたなら」の下にリンクが貼ってあり、そのページに飛ぶと、各社のページにアクセスできるアイコンもちゃんとあるのですが、その中身が、じっくり読まないとなんか何をしていいのかわかりづらかったです。設定画面による手順ではなく、全部文字で書かれているので、もしも傷ついてつらい思いをしつつ、何とか設定だけでも変えようと思って泣きながらアクセスする子たちの目に、PDFで示された文字情報が飛び込んできちゃって、誰も心がなえてしまって何もできません。使う側の心理に対する工夫や配慮が、もう少し必要かと。事業者さんの協力も必要ですし、お忙しい中、時間を割いていただくことになるので、一足飛びに、傷ついた子たちのケアができるワンストップのページにするのはなかなか難しいと思うのですが、せっかく一歩前進したのですから、二歩、三歩と歩みを進め、設定の変更の仕方とか、このアプリだったらこうすると傷つかなくて済む、といったことが、ここにアクセスしただけで分かるようなページへと、成長していけたらいいなと、希望も兼ねてお願いしたいと思いました。

別件ですが、1つ質問があります。6ページ目のトラブル事例集の追補版の周知ということで、ヤフーのトップページにバナー広告を掲載していただいた件です。この表示回数の5,000万というのは多分、トップページにバナー広告が表示された回数だと思うのですが、ここをクリックして、サイトを訪れてくれた有効件数が分かるようでしたら教えていただけませんか？もしも分からないようでしたら、せっかく広報しているわけですし、バナーが表示された回数だけではなく、そこをどれくらいクリックしたかという数についても、今後、出していただけたらうれしいと思います。よろしく願いいたします。

【片桐消費者行政第一課長】 事務局、総務省消費者行政第一課長の片桐でございます。

その数字については、こちらのほうではまだ入手できていないところでございます。ただ、基本的にこういったことをやるからには、効果検証というのは引き続きやっていきたいと思っております。

以上でございます。

【尾花構成員】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

④ 今後の青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース
における検討課題に係るヒアリング

【中村主査】 ありがとうございます。よろしくお願いします。

では、議題の4に移りたいと思います。議題4、今後の青少年の安心・安全インターネット利用環境整備に関するタスクフォースにおける検討課題に係るヒアリングについてです。今回、事務局と話し合いの上で作成をしたヒアリング事項について、まず、事務局から説明をお願いします。

〈事務局から、資料12-4「事務局資料（検討課題に係るヒアリング事項）」について説明〉

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 事務局、総務省の萩原でございます。

第11回のタスクフォースにおいて、構成員の皆様から御意見いただきました内容や事務局のほうで検討を重ねたところの内容につきまして、事前に事業者団体や事業者の皆様へ質問事項を投げさせていただいて、今回はその御回答という形で、資料を基に御説明いただくという流れになっております。

内容につきましては、資料12-4を中心に御紹介させていただきたいと思います。まず、大きな項目のうちの1番目が、事業者・事業者団体における取組のモニタリングについてというところでございます。まずは、電気通信事業者協会様にはフィルタリングの加入率、有効化率の公表値について、事前に4項目、御質問させていただいております。また、今後、増加が予想されるウェブ販売につきましても、5項目質問をさせていただいております。今回の内容につきましては、議題1の最新の加入率、有効化率の内容とともに御紹介いただければと思っております。

質問事項につきまして、簡単に御紹介させていただきます。まず、1つ目、現在の各数値について、どのように評価をしているのかというところ。続きまして、加入率、有効化率の計算結果を明記することについてどう考えるか。3番目、TCAが公表しております、MNO合算値へ楽天モバイルを追加することは可能か。追加に伴う懸念事項というのはあるのかというところ。次に4つ目、第8回のタスクフォースにおきまして、iPhoneにおけるスクリーンタイムの啓発を推進するとして、各数値の算出上、カウントするとの御説

明がありました。その後、具体的にはどのようなアクションがあれば、加入及び有効化したと考えているのか。また、各社が提供するフィルタリングサービス、安心フィルター等との内訳はどうなっているのか。さらに、今後、スクリーンタイム以外で、各数値の算出に加えたいサービスがあるのかどうかという質問をさせていただいております。

続きまして、今後、増加が予想されるウェブ販売につきましては、まず、1つ目、青少年が契約者、利用者となるウェブ契約、ないしは、保護者が契約者で青少年が利用者であるとなるウェブ契約が各社においてどのような取扱い状況になっているのか。2つ目、ウェブ販売の場合において、各数値の算出はどのような影響を与えられているか。さらに、3つ目、ウェブ販売の場合でもスクリーンタイムを集計しているのか、その場合、どのように判断して集計しているのか。4つ目、ウェブ販売時のフィルタリング啓発はどのように行われているのか。5つ目、ウェブ販売をした場合においても、フィルタリングの加入及び有効化の件数及び割合を担保する仕組みについては、どのように考えているのか。こちらを御質問させていただいております。

続きまして、一般社団法人テレコムサービス協会様へ、同じモニタリングについて御質問させていただいております。まず、フィルタリングの加入率、有効化率の公表値につきましては、こちらも最新の数値とともに御回答いただければと思っておりますが、事前には3つのテーマを御質問させていただいております。同じように現在の数値の評価ですとか、これまではテレコムサービス協会様の内容につきましては、集計期間にばらつきがありました。今後、どのようなタームで集計していくのか。さらに、これまで合算値を公表してきておりませんでした。公表することができるのか。合算値の公表に当たっての懸念事項というのがあるのか。4つ目、これまで個社名を伏せて公表されておりますが個社名を公表することは可能かというところがございます。5つ目、スクリーンタイムなどは集計対象になっているか、利用者がスクリーンタイムを設定したかどのように確認するのか。さらに6つ目、MVNO事業者全体的に数値を改善するに当たって、どのようなことを取り組んでいるのか、また、どのようなことが課題になっているのかというところについてお伺いしたいと考えております。

さらに、MVNOにおいては主力となっておりますウェブ販売につきましては、4つ確認させていただいております。まず、1つ目、青少年が利用者となるウェブ契約について、各社における取扱い状況はどうなっているのか。2つ目、ウェブ販売時でのフィルタリング啓発はどのように行われているか。3つ目、MVNOにおいて、ウェブ販売が主力となっている

ことにより、フィルタリング加入及び有効化の促進をする上で課題などがあるか。さらに、ウェブ販売をした場合においても、フィルタリング加入及び有効化の件数及び割合を担保する仕組みについて、こちらもMNOに対するものと同じように質問させていただいております。

続きまして、大きな議題の2つ目でございますけれども、フィルタリングの利用促進のためのさらなる取組について、こちらは6団体に対して質問をさせていただいております。

まず、電気通信事業者協会様につきましては、フィルタリングの啓発、効果的な周知の周知啓発の促進について、どのように考えているのか。また、さらにフィルタリングの継続的な利用を促すための有効的な取組についてという形で、7つ質問させていただいております。

まず、保護者向けのフィルタリング啓発というのはどのように取り組んでいるのか。2つ目、2フィルタリングサービスの啓発について、利用時間の制限等の機能をアピールするとよいと考えるが、どのように考えているのか。ここからは各社の状況でございますけれども、まず、ソフトバンクにつきましては、ソフトバンクのあんしんフィルターについて、小中高及び高校生プラスモードの選択や個別のサービス、アプリを指定してのカスタマイズによる解除のほか、カテゴリー別にフィルタリングのオン、オフを選べるという設定になっております。こちらについて、より強調して啓発をしたらいいと思うがどうか。

一方で、NTTドコモ、KDDIのあんしんフィルターにおいては、今、申し上げたようなカテゴリー別のフィルタリングのオン、オフ機能というものが実装されていないので、こちらは今後、実装検討することは可能かどうか。さらに、各社のフィルタリングサービスにつきましては、オン、オフの切替えをより容易にすることで、さらにそれを周知、啓発することで、保護者の端末を子供に貸し出す場合、いわゆる共用端末の場合にもフィルタリング利用率が高まる上、さらに、子供が専用端末を持った際も、フィルタリング設定の抵抗が安らぐと考えております。こちらについて、今後、検討することは可能かどうかお伺いしたいと思っております。さらに、継続的な利用の状況、いわゆる計測時点でのフィルタリングの稼働状況を把握できるようにする仕組みの導入を検討することは可能かどうか。最後、その他、継続的な利用を促すのに、有効的な取組としてはどのようなものが考えられるのかでございます。

続きまして、テレコムサービス協会につきましても、1つ目は同様に、フィルタリングの効果的な周知啓発の促進について、お伺いしたいと思っております。さらに、フィルタリン

グの継続的な利用を促すための有効的な取組として、4つ質問させていただきます。

まず、1つ目、同じように保護者向けのフィルタリング啓発については、どのように考えているのか。2つ目、フィルタリングサービスの啓発について、利用時間の制限等の機能をアピールするとよいと考えるがどうか。3つ目、同じように各社のフィルタリングサービスについて、オン、オフ機能切替えを容易にすることで、共用端末の場合でも利用率が向上する、また、さらに子供が専用端末を持った場合のフィルタリング設定への抵抗感が和らぐと考えるがどうか、というところ。例えば、継続的な利用を促すのに有効的な取組としてどのようなものが考えられるのかということについて、お伺いしたいと考えております。

次に、フィルタリングの事業者としまして、2社お話を伺いたいと思っております。まずは、共通していることとしまして、フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び周知についてお伺いしたいと思っております。それ以外に、デジタルアーツ社のみにつきましては、デジタルアーツ社が提供されていらっしゃる、i-フィルターについて、カテゴリー別のフィルタリングオン、オフ機能があるということでございますので、こちらをより強調して啓発したらよいと考えるがどうかというところでございます。

続きまして、安心ネットづくり促進協議会につきましては、2点質問させていただいております。低年齢層の保護者、小学生向けフィルタリング啓発の促進について、今後どのように取り組んでいくか。また、保護者向けフィルタリング啓発についての現状と課題についてどのように考えるか、こちらの2点をお伺いしたいと考えております。

最後でございます。ソーシャルメディア利用環境整備機構につきましては、1点、フィルタリングやカスタマイズ機能に関する周知について、SNS等の事業者、ないしは団体として関わるのが可能かというところをお伺いしたいと考えております。

事務局からは以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。資料12-4によりますと、2つの大きな項目がありまして、①が取組のモニタリング、②がフィルタリングの利用促進ということで、まずは、①、事業者・事業者団体における取組のモニタリングについて、電気通信事業者協会とテレコムサービス協会から御回答をいただければと思います。

まずはTCA様からお願いできますでしょうか。

〈(一社)電気通信事業者協会から、資料12-5「(一社)電気通信事業者協会資料」について説明〉

【電気通信事業者協会】 それでは、電気通信事業者協会より御説明いたします。資料 12-5 を御覧ください。

1 ページ目は本日のアジェンダですが、一旦、1 番のところでは切らせていただこうと思えます。

3 ページ目を御覧ください。こちらは、こちらの会議体の中で何度か御説明したかもしれませんが、お客様が来店いただいてからお店を出られるまでの一連の流れを図式化したものです。こちらはショップでの受付です。まずは、お客様が御来店いただきましたら、契約者、もしくは利用者のどちらかが 18 歳未満に該当するかどうかという年齢の確認を行います。18 歳未満に該当しない、18 歳以上であれば通常の受付を行うわけですが、18 歳未満に該当しますと、事業者の義務としまして、フィルタリングの説明を行います。そして、フィルタリングに多くの方が御加入いただくわけですが、中には不要だということで、非加入の方もいらっしゃいます。こちらが③と④に分かれるところです。4 の非加入を御選択される場合には、不使用の申出書を御提出いただきます。そして、3 フィルタリングに御加入いただいた方のうち、そこで、お店の中でフィルタリングサービスの有効化を御提案するわけなんです、こちらをそのまま店頭で有効化されるケースと、お客様が御自身で、帰ってから有効化されるというケースがございますので、5 番と 6 番に分かれますということになります。こちら 6 番を選択される方は、有効化不要申出書を御提出いただくと、こういう流れになっております。

続きまして、4 ページ目ですが、今、申し上げたとおり、そういう流れになっておりますので、よく加入率と有効化率の数字を御説明いたしますが、改めて定義の確認でございます。契約者、もしくは利用者の年齢が 18 歳未満の方を分母としまして、そのうちフィルタリングサービスに御加入いただく③番を分子とするものが加入率と定義しております。そして、フィルタリングサービスに申込みいただいた方のうち、事業者が設定するものを有効化率と呼んでおるということでございます。

この加入率と有効化率がどういう推移をしているかというのを示したものが、次の 5 ページの折れ線グラフになります。こちらは 4 社合計の数字になっておりますが、青が加入率、赤が有効化率の推移を示したものです。3 年弱ぐらいの期間の推移を示しておりますが、短期間での多少の増減というものはあるんですが、長期のトレンドで見ますと、加入率、有効化率、どちらも上昇の傾向にあるということが見て取れると思えます。

続きまして、6 ページ目です。こちらは、直近 4 か月間の各社、4 社の数字を示したものに

なります。ここで、楽天モバイルだけは加入を必須としておりますので、加入率が100%という数字で出ております。

続きまして、7ページ目を御覧ください。これは先ほどの質問事項にもございましたが、ウェブの販売でどのようなになっているのか示したものでございます。KDDIと楽天モバイルの2社につきましては、18歳未満に関してのウェブでの受付は不可としておりますので、こちらに示している図は、NTTドコモとソフトバンク、両者2社の流れになります。

この2社につきましては、お客様がウェブのショップに御来店いただくと、リアル店舗と同じように年齢の確認を行います。契約者、もしくは利用者が18歳未満か否かということを確認するわけですが、契約者が18歳未満の方は契約をお断りしております。契約者が成人で、利用者が18歳未満のケースのみ受付を行っております。ウェブサイト上でフィルタリングの説明を行いまして、フィルタリングに御加入いただきます。こちらは実際の店頭での運用とは異なっておりまして、フィルタリングの加入を必須という扱いでやっております。非加入という選択はできないということでございます。そして、その後の有効化に関しましては、こちらは店舗での有効化ができませんので、保護者の方に有効化をしていただくという流れになります。有効化というのを確実にやっていただくために、端末を送るときにフィルタリングサービスの概要ですとか設定方法を詳しく解説した冊子も同封して送っております。確実に設定を促しているという流れになります。こういう流れですので、下の四角に書いてございますが、フィルタリングサービスの加入率は100%で、有効化率は0%ということになります。

8ページ目が、これはソフトバンクの事例ですが、実際のウェブの販売におけるサイトの事例です。こちらにフィルタリングの説明をして、加入が必須になることすとか店頭で設定を御希望の場合は、オンラインでの手続は中止いただいて、店頭を御案内するといったこと。あとは、確実に説明内容に関して同意いただいたこと、及び保護者自身で確実に設定していただくことを確認していただいて、申込みが完了するという流れになっております。

9ページ目です。これは先ほど申し上げました、契約いただいた後に確実に有効化措置を行っていただくために、端末と同梱して、フィルタリングサービスのパンフレットを送付している、その中身でございます。NTTドコモの事例です。右側にございますが、画面をずっと追って設定がどういう画面で行うことができるのかを解説しておりまして、また、動画の解説等も行っており、確実に分かりやすく設定を完了していただくような案内をしているということでございます。

一旦、ここで切らせていただきます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。続いて、テレコムサービス協会の井原さんからお願いいたします。

〈(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) から、資料 12—6 「(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) 資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、井原でございます。

それでは、テレコムサービス協会のほうから説明させていただきます。資料 12—6 でございます。3 ページを御覧いただければと思います。

今回も各社のフィルタリングの利用状況について御説明をさせていただきたいと思えます。今回、前回、前々回と含めて数字のほうを並べさせていただいております。前回と、まず大きく違う点としましては、前回の際に、尾花先生のほうから青少年の利用率も調べていただきたいというお話を頂戴いたしましたので、今回、青少年の利用率についても調査させていただいて、案内させていただいております。

まず、申込み率に関しましては、期間が 2020 年 9 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日ということにさせていただいております。有効化措置率に関しましては、お申出をいただくということになってございますので、さらに 2 か月間長い、2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日までの期間を有効化措置率として計算させていただいております。青少年の利用率につきましては、申込み率と同様に 9 月 1 日から 12 月 31 日までの期間とさせていただいております。

この数字を見ていただければ分かりますとおり、各社によって大きく数値が異なっているという状況は変わってございません。今後につきましては、まず、四半期ごとですので、1 月—3 月、4 月—6 月、7 月—9 月、10 月—12 月という年 4 回、申込み率について調査させていただくということで進めさせていただきたいと思えます。有効化措置につきましては、6 か月間を取らせていただきたいので、先ほど申込み率の調査に対して、さらに前の 3 か月間を含めた 6 か月間で、年 4 回、調査をさせていただく予定でございます。

1 つ、今回の青少年の利用率のところなんですけれども、特徴的なところだけ 1 つ説明させていただければ、6 番目の会社が前々回と今回でかなり大きく青少年の利用率が異なっておりますけれども、前々回がちょうど春、2 月、3 月あたりの数字、学生様は新中学生とか新高校生が新しく申し込む時期ということもございますので、今回の調査の時期と比べま

すと、青少年の利用率、申込み率が少ないという結果でございました。

もう一つ、有効化措置率のところ、こちらも6番目の会社なんですけども、こちらは有効化措置の件数が取れなくて、一方で、アクティベート率は取れますので、あくまでも参考という形で、実際のフィルタリングサービスの稼働している率を掲載させていただいていますが、こちらは有効化措置率になっているんですけども、あくまで参考ということをお願いいたします。

あと、合算値のところ、資料としては記載させていただいておりません。今回、合算値は、各社から総務省様のほうに、実際のフィルタリング申込み数と有効化措置数というのを送りさせていただいております。こちらを総務省様のほうでそろえていただいて、今回、合算を我々のほうに御提供いただく予定でございます。一応、今回、各社から案内させていただいたのは一旦公表しないということで、各社から数字を頂戴しているということになってございますので、まとまったもの、今回、初めて合算値が出ますので、そちらの状況を確認して、次回以降、どのように対応させていただくかというのを検討させていただければと思っております。

特にMVNOの場合、個社ごとに大きく数値が異なってまいりますので、例えば非常に数値の大きい会社様の申込み率が低い場合は、そちらのほうに引っ張られてしまうということになってまいりますので、そこら辺も踏まえて、最終的に合算値が出た後に、各社と相談させていただきたいと思っております。

あと個社名のところに関しましても、各社、基本的には公表を控えていただきたい案内をいただいておりますので、構成員の先生のみという形で、今回も社名のほうは一般的には公表しないという形にさせていただいております。

続きまして、4ページに移らせていただきます。こちらはオンラインの申込みの際の、青少年の利用者の登録の際の手続の手順について御説明させていただきます。簡単な流れを4ページに書かせていただいておりますが、おおむねどのMVNOもこのような流れで進んでおりますので、あくまでも仮ということで見ただければと思います。契約画面があり、利用者の確認をウェブページでさせていただいて、契約者以外の利用者であれば、利用者の情報を入力いただく。入力した情報の中で、青少年に該当するのであれば、青少年の利用に関する注意事項が出て、その次にフィルタリングの説明が出て、フィルタリングの申込みの案内が出て、フィルタリングを申し込むか申し込まないか、申し込まない場合に関しては理由の申請が出るという流れでございます。

詳しくは、5 ページ以降で、オプテージ様の契約の手順を見ていただきながら御説明させていただきます。まず、利用者の選択のところ、こちらを見ていただければ分かりますとおり、契約者本人であるか、契約者以外であるかというところのポチがございます。これがもし契約者以外を選択されますと、自動的に利用者の情報入力の画面が出てくるということになっております。ここで、実際の年齢、生年月日を入れていただいて、青少年以外であれば何も出ないんですけども、青少年ということになりましたら、自動的に注意文言のほうが表示されるという内容になっております。6 ページでございます。

次に、7 ページでございます。それ以降に関しましては、青少年ということになりましたので、フィルタリングについての案内であり、フィルタリングの申込みについての説明をさせていただいて、フィルタリングを申し込まないという場合に関しましては、不加入の場合の申請の画面が出てくるという流れになっております。こちらのほうはおおよそほとんどのMVNOがこのような流れで、青少年の方の青少年利用の場合のフィルタリングの申込み手順となっております。

あと、オンラインの契約時のフィルタリングサービスの啓発の際、どのように保護者に対してしっかりとフィルタリングの必要性を訴えるのかについて、こちらは個社ごとに画面が異なっているんですけども、先ほどのオプテージ様の画面のように、青少年であるということが確認されましたら、青少年に関する注意の説明が出てくる、8 ページがBIGLOBE様のもの、9 ページはLIBMO様、LINEモバイル様です。10 ページがSTnet様とイオンモバイル様の案内になっておりますけども、確認をしないと次に進めないという作り方になっているものが多いということになってございます。

まず、このパートは以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。では、今の2団体からの報告について、質問等ございましたら、お願いします。上沼さん。

【上沼構成員】 TCAの御説明のところで、毎度毎度同じ説明をしていただいて本当申し訳ないなと思っているのですが、今回もうかがいます。有効化率についてTCAさんとしては、事業者側の実施状況を示す数値であるから、事業者側で有効化設定をした数値とするという考え方は分かります。ただ、前々から何度か申し上げているように、例えば、6 ページのほうで見ると、楽天モバイルさんは加入率 100%なものですから、楽天モバイルさんだけ有効化率 47%ということで低く見えますけれども、実際に有効化された割合で見ると、1社だけが突出して低いわけではないですよ？事業者さんは、実際の利用率は、加入率と有

効化率の掛け算で算出されるものではないとおっしゃるのかもしれませんが、代理店を出る段階では、掛け算で算出されたものが実際の利用率と解されることとなります。そのようにみていくと、楽天モバイルだけが低いわけでもないということが、4ページの図が分かっている人には分かる、というように、一見して理解しづらいというところが前々から気になっています。

それと併せて、7ページの説明によれば、オンラインの場合は加入率100%ですが、オンラインの場合は、店頭での有効化が不可能ということで、有効化率0%になってしまい、このような極端な100%と0%のものが、6ページの数値の中に一緒に合算されてしまうわけですね。そうすると、ますます実態が見えない数字になるのではないかという点を気にしています。あともう1点、MVNOさんの統計という有効化のほうは、その後の保護者の行動も追跡して算出されているものなので、前提が異なり、TCAさんのデータとテレサ協さんのデータはそのまま比較にならないということになってしまいます。ですので実際の保護者の設定も含めたフィルタリングの有効化の数を把握する方法がないのでしょうかというところを御検討いただきたいというところです。

この点について以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。これはどなたかお答えすべき人はいますか。

【電気通信事業者協会】 TCAです。実際に、今、本当に現時点で有効化になっている数字というのが取れないかということですよ。

こちらにつきましては、事業者側での把握というのは難しいということになります。特に最近でいきますと、OS機能にフィルタリング機能がついているものもございますので、こうなると、ますますもって、そちらも実際にどれだけ有効化されているかということを実業者として把握することはできません。もちろん、だからといってやらないということではないんですが、自分たちとしたら、極力店頭での有効化を上げていくという努力は、これまでと変わらずやっついこうかと思っておりますが、御質問に対してのお答えとしては、それは今はできないという回答になります。

【上沼構成員】 OSの部分は把握できないというのはおっしゃるとおりかと思うんですけども、ただ、MVNOさんのほうで取れるのに、TCAさんのほうで取れないというのもちよつと理由が分からないように思います。i-フィルターのほうだったら取れなくもないんじゃないかと思うものですから、この点は引き続きお願いしたいと思っています。今日すぐに御回答ではないので、改めてお願いして、次回もまたお願いするかもしれません。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。尾花さん。

【尾花構成員】 ありがとうございます。

このところ、混乱されている方が多く見受けられるため、気になっている点があります。例えばT C Aさんの資料3 ページの一番下の注釈で、スクリーンタイム、ファミリーリンクについては、お客様からの意思表示に従い云々と書かれていますが、そもそもスクリーンタイムとファミリーリンクは機能が異なるため、横に並べることに無理があります。2社のO S事業さんはコントロールツールを2つずつ提供しており、子供の端末の中で設定してコントロールする「スクリーンタイム」に対するものは、「デジタルウェルビーイング」。保護者が自分の端末から遠隔でコントロールできるものが「ファミリーリンク」で、これに対するものは「ファミリー共有」です。ですからスクリーンタイムと並べるのはデジタルウェルビーイングだし、ファミリーリンクと並べるのはファミリー共有になるのですが、耳なじみがある代表的なツールということで、子供の端末でコントロールするものと、遠隔操作でコントロールするものが並べられがちなのが現状です。事業者のみなさんが、この4つのツールの区別を分かっているのかどうか、すごく不安を感じます。

なおかつMNO、MVNO、共通のことですが、スクリーンタイムの設定をするということで、フィルタリングに数字が入ってしまうのはどうかな？と。先ほど申し上げましたが、スクリーンタイムは子供の端末でコントロールをするものですので、スクリーンタイムを使いつつ、ファミリー共有を使って新たに子供のアカウントを設定しなければ、保護者の端末からの管理はできません。スクリーンタイムだけでは、パスワードの設定・管理を保護者が徹底して行わない限り、ペアレンタルコントロールすることは不可能なのです。そうになると、設定を変更・調整したいときは、子供の端末を受け取った保護者が、子供に知られないようにパスワードを入れて操作しなければ、フィルタリング有効とは言えないわけです。そういったことをふまえて、「スクリーンタイムを使っているからフィルタリングは有効です」と判断し、数字に入れていることをとても不安視しています。

事業者向けの勉強会でも何でも、もしも御要望があればやりますので、i O Sの「スクリーンタイムとファミリー共有」、A n d r o i dの「デジタルウェルビーイングとファミリーリンク」、そして、親子の端末のO Sが違うときにできることはあるのか、ないのかみたいなことを整理して、関係しているみなさんがしっかり把握していただくことが大切だと考えます。関連省庁のみなさんでも勘違いされている方たちが多いため、ここはきちっと理

解して推進していただきたいということで、情報共有も兼ねてお話しさせていただきました。

もう一つは、契約というものに対する消費者教育を日本ではほとんどされていないので、子供が使うのに保護者のものとして契約したり、あるいは、オンラインで契約する際に、フィルタリングをかけられたら困るという理由で子供が使うと言わずに登録したり、という現状があります。こういった行為は“契約違反”になるということ認識するためにも、正しい消費者教育を今後していかなければなりません。フィルタリングの店頭手続及びウェブ手続については、事業者のみなさんがこんなに頑張っていて努力してくださっているのに、なかなかうまくいかないのは、消費者教育がきちんと出来ていない、契約に対する責任というものを利用者が理解していないところに起因していると考えられますので、これから取り組まなきゃいけないことだと思っています。

それを踏まえて、1つ質問です。有料・無料に関わらず、操作に困ったときに端末を遠隔操作することができるサービスがあると思うのですが、フィルタリングの設定が分からない場合、遠隔でフィルタリング設定してもらえますか？と相談されたときに対応できる仕組みがあるのか、あるいは、そういう実績がある事業者さんがいるのか、その辺りが分かれば教えていただきたいのですが、長くなりました。よろしくお願いします。

【中村主査】 御回答ありますでしょうか。

【電気通信事業者協会】 TCAですけれども、今、遠隔での操作はできないと思います。

【尾花構成員】 遠隔でいろいろな設定をしてあげることができる仕組みを持つ事業者もあると思いますが、そういう仕組みを使っても、現状では、フィルタリングに関してはできないと考えていいわけですね。

【電気通信事業者協会】 はい。少なくとも、現時点では提供していないということになります。

【尾花構成員】 ありがとうございます。システムも関係してくるので物理的にできないのであれば仕方ありませんが、もし可能であれば、遠隔で設定してあげるようなサービスを有料で結構なので御検討いただけたらうれしいと思います。よろしくお願いします。

【中村主査】 曾我部さん、お願いします。

【曾我部主査代理】 ありがとうございます。私のほうから1点御質問なんですけれども、テレサ協様の資料の7ページ辺りなんですけど、フィルタリングのウェブ契約での申込み画面の立てつけということについてなんですけど、フィルタリングを申し込むかどうかという

のがフラットに並んでいて申込み、申し込まないというのが選べるかのような形になっているわけです。

これに対して、T C Aさんの 12-5 の 8 ページのソフトバンクさんの画面ですと、これは同意するかどうかというのがあって、同意しない場合にということで、フラットに選べるような仕様にはなっていないように見えるわけです。

環境整備法ですと、基本的には加入するのは義務になっていて、ただ、例外があるという構造ですので、法律の建前に忠実なのは、T C Aさんの資料の例のほうかと思います。テレサ協さんの資料の 8 ページなんかを見ると、一応選べるんだけど、デフォルトは利用するという B I G L O B E さんの例です。ですとか、あと、9 ページの L I N E モバイルさんなんかも、一応申し込むのがデフォルトでチェックが入っているということで、オプテージさんも、分かりにくいですが、デフォルトでは加入するとチェックが入っているのかもしれないんですけど、ただ、すぐどちらも自由に選べるような前提の立てつけになっているんですけど、法律の立てつけからすると、T C A さんの資料の例のほうは法律の趣旨に則しているかと思います。これが実際、加入率にどれぐらい反映するのかは分からないところではありますけど、とりわけ有料の場合はあれなんですけども、一応この辺も御留意をいただけるといいのかと思いましたということです。

以上です。

【中村主査】 ありがとうございます。大事な指摘かと思います。石田さんから質問がありますか。

【石田構成員】 テレコムサービス協会さんにお伺いしたいんですけども、4 ページのところ、フィルタリングを利用しない、申し込まないとなった場合に、その理由の申請と書いてありますが、これは各社さん全て行っているのかどうかということと、それと、あとその後にオプテージさんの例が載っているんですが、不加入申請のところに書いてある選択肢が 4 つほど載っていますけれども、これだけではないような気がしているんですが、申し込まない理由というのが分かれば、逆に今、そういうものをクリアしていけば申し込んでいただけるのかなというところがありますので、こういうところで、その他という、積極的に申し込まない理由を集めていただいたほうがよろしいのではないかと思ったんですけども、2 点、質問です。よろしく申し上げます。

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、井原でございます。

まず、1 点目なんですけど、基本的に申し込まない理由は聞くということがルールになって

ございますので、必ず各社聞くということになっております。

あと、もう2点目のところになんですけれども、こちらのほうも聞く内容がもともと決まっておりますので、これは店頭で受ける場合もそうです。恐らくTCA様も同じ内容で、店頭でも聞かれているかと思うんですけれども、それをウェブでも同じ内容で聞かせていただいているということになってございますが、御審議いただいた件、ごもつともだとは思いますが、1度、今度の消費者問題分科会等で御意見があったということで、案内させていただければと思いますが、フリーコメントみたいな形があればいいのではないかとということによろしいですか。

【石田構成員】 はい、そうですね。

【テレコムサービス協会】 かしこまりました。あと、曾我部様から先ほど御指摘をいただいた件なんですけど、一応、店頭のほうも申し込む、申し込まないということが選択できるかと思っておりますので、ウェブでも選択ができるようにさせていただいているのがMVNO各社ということになっておりますので、基本的には店頭で受ける場合と同様の手続をウェブでさせていただいているということになりますので、MVNOだけがこういうことをしているということではないということは、御理解いただければと思います。

以上でございます。

【中村主査】 上沼さん、今の件で何かありますか。

【上沼構成員】 追加をさせていただければと思うんですけど、不使用の理由について、私の記憶ですと、条例によっては不使用の理由を申し出なくちゃいけないところがあって、その理由が結構限定されていたりしているんじゃないかと思います。石田さんがおっしゃるのもそのとおりなんですけど、それ以外の理由でも広く使わないことを認めちゃうというのも、その条例との関係でどうなのかと思うので、そこを含めて御検討いただければと思ったので、一言追加です。

【中村主査】 ありがとうございます。森さん、どうでしょう。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。曾我部先生の御意見と重複するんですけれども、テレサ協さんの御説明で、ある程度、ユーザーの選択による部分があるから仕方ないというところがヒアリングのお答えだと思うんですけれども、11 ページとか、必要性を理解していないんじゃないかということなんですけど、そこが曾我部先生の御意見の御趣旨で、やっぱり利用のほうに持っていくことをしていただく必要というのはありますので、ユーザーの選択だから仕方ないんですと。

全体としての利用率みたいなものも個社さんでまちまちで、必ずしも上がっているとは言えなくて、個社名も公表しないみたいなことは、全体として、何となく改善の方向につながらないと言いますか、いろいろ取組をしていただいているところで、そのような言い方をするのは申し訳ないんですけども、全体として上げていくというところを示していただかないと、また、さらに厳しい法規制でということになるかと思しますので、ユーザーの選択だということではなくて、そこはインターフェースなり、ナッジというものを使って、さらなる利用率の向上を目指していただきたいと思います。

以上です。

【中村主査】 どうもありがとうございます。事業者さんの現状を聞きただすというだけでなく、政策としてどう持っていくのかというのがタスクフォースのミッションでもございますので、方向性を持って、我々もそのような議論を進められればと思いますし、先ほど、条例の話というのも出てきました。それも1つの重要なチェックポイントになるんだろうと感じながら承っております。ありがとうございます。

さて、今日はもう一つ、最後のヒアリングシリーズが6つございまして、かなり時間が押しておりますが、これをテンポよく進めていきたいと思っております。資料 12-4、②フィルタリングの利用促進のためのさらなる取組についてということでございまして、続けて、お聞きをできればと思います。まず、これもTCA様からお願いできますか。

〈(一社)電気通信事業者協会から、資料 12-5 「(一社)電気通信事業者協会資料」について説明〉

【電気通信事業者協会】 TCAです。先ほどの資料の12-5の11ページ目から御説明いたします。

こちらは、各社でどういう取組をやっているかという内容を、具体的におのおの書いているものなんですが、次ページ以降に、各社の詳しい中身は書いてございます。おおむね各社でやっていることは、ほぼ同様ということにして、何か物すごく革新的な取組をやっているということはないんですけども、従前より普及啓発活動ですとか取組を行っておりますので、それを工夫しながら継続して行っているというのがサマリーになります。

例えば、普及啓発活動でいきますと、以前から実施しております、スマホ教室といったものです。こういった普及啓発活動は継続して行っております。そんな中で、昨今のコロナの状況ということを受けまして、密にならない工夫ですとか、あとは、オンラインでの取組と

いった工夫も行っているということでございます。

大きく普及啓発活動と、あとは店頭での説明です。これも従前より行っておりますが、これはもちろん継続して行っている中で、より説明ツールの工夫なんかも行っているということです。ツールもより最近、工夫を凝らしてきておりまして、これも詳細は各社のページにあるんですけども、特にウェブで動画を積極的に活用するような説明というところに注力しております。静止画よりも動画がお客様への御理解というのが、より理解度が高いところでございますので、そこを注力して、例えば事例の紹介ですとか、あとは設定方法の解説を行うということを行っております。また、パンフレット等の説明ツールも改良を行っております。

加えまして、先ほどの議題にもあったんですが、もともとフィルタリングというのは、有害サイト対策として始まったものですが、昨今、使い過ぎといったところが随分言われておりますので、そういったところも各社対策を行っております。例えば、20 ページを御覧いただきますと、これはソフトバンクの例なんですけれども、店頭でお客様にお渡しする冊子、フィルタリングの説明をしている冊子なんですけど、こちらの中には利用時間の制限というのがフィルタリングサービスによってできるんだということを案内している図がございます。こちらは先ほど申し上げましたとおり、ソフトバンクだけがやっているわけではなくて、各社4社とも同じような機能を紹介してやっております。

また、継続利用を促すための1つとして、その下にもございますが、フィルター強度の変更ができます。フィルタリングというのが強過ぎて、継続をやめるという方が中にはいらっしゃいますので、そういう方に対しては、強度を変更することによってフィルタリングを継続してお使いいただけるようなモチベーションになることを目指しまして、こういう説明を行っているということでございます。

各社のページのところは、説明は割愛いたしますが、おおむね今申し上げたような、いろいろな各種工夫をしたり、使用時間の制限ができるということを言ったりという工夫を凝らしていますという説明になりますので、詳細はそちらを御覧いただければと思います。

説明は以上になります。

【中村主査】 ありがとうございます。続いて、テレサ協さん、お願いします。

〈(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) から、資料 12—6 「(一社) テレコムサービス協会 (MVNO 委員会) 資料」について説明〉

【テレコムサービス協会】 テレコムサービス協会、井原でございます。

それでは、資料 12-6 の 11 ページから説明させていただきたいと思います。MVNO も数社ございますので、基本的には個社の意見の取りまとめをさせていただいたものと御認識いただければと思います。

まず、11 ページのほうなんですけれども、オンライン契約におけるフィルタリングの有効化促進に関する課題というところなんです。①が最も大きいところにはなってしまうんですけども、フィルタリングサービスに対する保護者のリテラシーの低さというのを、オンラインで各社、工夫をしながら、保護者にフィルタリングの重要性については説明させてはいただいているんですけども、なかなかそちらの御理解がいただけていない現状があるという状況でございます。

また、先ほど御指摘を、皆様いただいた中で、例えば必ず必須にするといった場合に、オンラインの場合は、であれば、利用者登録をしないという選択も、こちら側では一切分からないことになってしまうということもあるのかと思われまますので、その辺りも、3 番のところに対して発生することになるかもしれませんけども、MVNO 各社、基本的にはフィルタリングは有料でございます。こちらを無償で提供するほどの収益がないところが一番大きいかと思うんですけども、基本的には有償であるサービスということもありますので、なかなかこちらのほうが、MNO 各社に比べて申込み率が低いという現状になっているのではないかとということがございました。

12 ページをお願いいたします。こちらも課題に関するヒアリングの 2 ということで、有効化の件数等の割合を担保する仕組みについてどう考えているのかということについて、これも個社の意見ということになっております。こちらのほうも、1 社はもともとオンラインの申込みであっても、御訪問されてしっかりと設定をされている会社様もございます。こちらの場合は、確かに有効化率が非常に高いという会社様でございました。あと、基本的にはウェブを活用しまして、しっかりと案内をして、見ていただかなければ前に進まない設定のほうを各社、工夫をしてとらせていただいていたたり、有効化に関しましては、これも以前からそうなんですけども、皆様から有効化したかどうかという案内をいただいて、6 か月間案内をいただけていない方に関しては、メールを送らせていただくという取組を引き続きさせていただいております。

4 番だけ特殊にはなるんですけども、いわゆるアプリベンダーのほうから、未アクティベートの状況は理解ができるということになっておりますので、未アクティベートの方の特

定をさせていただいて、実際に保護者の方へ未アクティベートである旨の連絡をさせていただくお手紙等を書面で送らせていただいて、そちらのお手伝いもさせていただいているという取組も進めさせていただいておりますので、こちらは有効化を外された後でも、外されたということが分かりますので、未アクティベートである旨を案内していくということでございます。

13 ページをお願いいたします。あと、フィルタリングの啓発についての取組で、これも個社の取組になるんですけども、大きく3つ挙げさせていただきました。1つはウェブコンテンツの案内です。2つ目がコンテンツSEO、親子ルールのコンテンツというものを案内させていただきたいと思います。

14 ページを御覧いただければと思います。14 ページに関しましては、先ほど同様なんですけども、各社のウェブコンテンツをしっかりと作らせていただいて、フィルタリングの重要性の案内をさせていただいております。

15 ページを御覧いただければと思います。こちらのほうが若干特殊な取組ということになるんですけども、今、基本的に保護者の方も、インターネットを通じていろいろな情報収集をされております。各社コンテンツは提供しているんですけど、実は、コンテンツを見ていただいて、初めて保護者の方の理解が深まるということになるかと思っておりますので、なるべく保護者が検索するワードで、お子様に与えるスマホに対して、しっかりと情報収集をいただけるように、コンテンツSEOの取組、いわゆるデジタルマーケティングの考え方を使って上位表示させて、しっかりとコンテンツも見ていただく、いわゆる重要性のことを確認いただくような取組もさせていただいている事業者がでございます。

16 ページでございますけども、こちらの店舗で有効な策になっている、親子のルールの取決めをさせていただくツールがあるんですけども、こちらのほうをウェブに導入させていただいて、契約の際にダウンロードして、皆さんに御利用いただけるようなツールを用意している事業者さんもあるということでございます。

最後、17 ページでございます。今後の取組です。有効な取組として考えられることということになるんですけども、先ほどのフィルタリングの効果の可視化、こちらは実際に利用した上で、トラブルが起きなかったというものを見える化できないかということで、こちらはアプリベンダーのほうに相談させていただいているところでございます。2番も同様のことです。リスクの可視化、傾向分析等が見えないかということも、こちらもアプリベンダーと相談させていただく状況でございます。

利用状況の可視化、こちらは有効化ではなくて実際に使われているかどうかというのを、事業者側がしっかりと把握できないかということの意見がございました。これは先ほどお伝えしたとおり、12月から1社が実際に把握させていただいて、実際にお客様のほうに書面でアクティベートされていない旨の案内をして、アクティベートの促進を図っているという状況でございます。

4番は、先ほどのウェブコンテンツ事業と同様なんですけど、メディアの活用をさせていただいて、より保護者の方に理解いただく活動を周知徹底していくということでございます。

以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございます。

続いて、お待たせいたしました、アルプスシステムインテグレーションの吉井さんからお願いいたします。

〈株式会社アルプス システム インテグレーション株式会社から説明〉

【アルプス システム インテグレーション】 アルプス システム インテグレーション、吉井でございます。それでは、フィルタリングのカスタマイズ機能の改善及び周知につきまして、口頭で恐縮ですが、御説明をさせていただきます。

弊社は技術提供という形で、携帯電話事業者様にフィルタリング技術及びデータベースを提供させていただいております。サイト・アプリの利用制限のカスタマイズ機能につきましては、既に導入時と利用中にサイト・アプリの個別設定ができる機能を提供しております。導入時は、「よく使うアプリの設定」という機能を提供しております。スマートフォン利用当初から利用を想定している人気アプリを初期設定時に個別に設定できる機能です。学齢ルールなどの初期設定時に同時設定できるため、保護者の手間を削減することが可能でございます。

また、利用開始後は、お子様が使っていくうちに個別のサイト、アプリを使いたいといった場合におきましては、制限画面から保護者へのリクエストを簡単に送れるという機能を提供しております。お子様からのリクエストにつきましては、保護者管理機能と連携しているため、保護者はリクエストされた該当するサイトやアプリを簡単に把握し、内容を確認することが可能です。内容を確認した後、利用を許可する場合は、画面に表示されている許可ボタンを押すことで制限を解除することができます。そのほか、サイト・アプリなどの利用

時間を制限する機能などの保護者管理機能も提供しております。

また、技術提供させていただいております立場といたしましては、引き続き、携帯電話事業者様と協力いたしまして、利用者向けの情報提供の充実や管理画面のユーザビリティ向上に向けた取組など、より分かりやすい、使いやすい技術開発に継続して努めてまいり所存です。

また、フィルタリングの効果的な周知、啓発につきましては、安心協様など関連団体への参画を通じまして、引き続き、協力していく所存でございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

【中村主査】 ありがとうございます。続いて、デジタルアーツの山田さんからお願いします。

〈デジタルアーツ株式会社資料から、資料 12-7 「デジタルアーツ株式会社資料」について説明〉

【デジタルアーツ】 デジタルアーツの山田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

資料 12-7 のほうで、デジタルアーツのフィルタリング普及に向けた取組について、御説明をさせていただきます。2 ページ目と 3 ページ目につきましては、会社及び製品の概要になるのですが、弊社、デジタルアーツは御家庭向けのフィルタリング製品として、i フィルターという製品を御提供させていただいております。自社内専任チームによるフィルタリングデータベースを基にしまして、しっかりとお子様を見守る製品として、お子様の年齢や御家庭の状況に合わせて簡単に設定していただくこと、また、使い過ぎの心配がないように、利用時間などの制限をするといった機能を備えてございます。

4 ページ目のほうでございまして、i フィルターのカスタマイズ機能の面のところなんですけれども、ウェブサイトの閲覧及びアプリの利用は個別に、またはカテゴリーごとに許可、または禁止の設定をしていただくことができます。ウェブサイトですと個別の URL、またはカテゴリーごと、アダルトですとかグロテスクといったカテゴリーごとに許可、禁止ができる。アプリですと、個別のアプリ、またはカテゴリーごとに許可、禁止の設定をしていただくことが可能です。こちらは管理場面から管理者さん、主に保護者様になると思っておりますけれども、設定が可能でございまして、ウェブフィルタリング設定、またはアプリフィルタリング設定というタブを選んでいただきますと、許可または禁止となっているカテゴリ

一が一覧で出てきますので、こちらにチェックボックスをつけていただくことで禁止、外していただくという形で設定をしていただくことができます。

5 ページ目にいきまして、こちらについては、ユーザーマニュアルや i フィルターのウェブサイト上で、個別のウェブサイトやアプリの設定方法などについて、それぞれのカテゴリーの分類についても御案内をしているところでございます。

こういった設定方法につきましても、6 ページ目になりますけれども、弊社としては、こういったことをウェブサイトや情報リテラシー出張授業という形で、保護者の方々の普及に努めているところでございます。弊社としては、そもそもフィルタリング自体を、一方的に保護者の方がこれは禁止とか、これは許可と決めてお子様に押しつけるものではなくて、あくまで、お子様の希望ですとか利用状況を話し合っていて、御理解いただいた上で使いたいアプリが何であるのかですとか、利用時間も含めて御理解をいただいた上で、こういった設定を自由に使っていただいて、御利用いただきたいという考えで製品を提供しているものでございますので、こういったものを、普及活動などを通じて御案内をしているところでございます。こちらのリテラシー出張授業については、オンラインでの実施も昨今、コロナ禍でございますので実施をしております。

7 ページの参考情報にはなりますけれども、こちらは弊社の独自の取組になるんですけれども、未成年者の方のスマートフォン利用実態調査などを、ここ 10 年、継続して実施をしまして、こういった調査活動を通じて、フィルタリングについて、メディアのほうでなるべく取り上げていただけるよう広報活動を行って、フィルタリング自体の必要性ですとか使い方みたいなのところも、重要性を訴えてきているところでございます。

それで、引き続き、より分かりやすくウェブ上でこういった御案内をすることや啓発活動に注力してまいりたいというところで考えております。

簡単ではございますが、デジタルアーツからは以上になります。

【中村主査】 ありがとうございます。では、安心協の松岡さんからお願いいたします。

〈安心ネットづくり促進協議会から、資料 12—8 「(一社) 安心ネットづくり促進協議会資料」について説明〉

【安心ネットづくり促進協議会】 安心ネットづくり促進協議会の松岡と申します。資料の 12—8 に基づきまして、説明させていただきます。

1 ページ目を御覧ください。インターネット大航海と題しまして、インターネットを广大

な海に例えて資料をまとめてみました。実際の海には道がございませんので、どこに向かうのも、何をするのも自由に選択できるところではございますが、知識や経験がなければ危険な状況に陥ってしまうということがネットの世界でも似ているのかなと感じたところでございます。

資料の2ページ目を御覧ください。総インターネット時代を迎えているということ自体はもう議論の余地がないと思いますが、そういった中で、子供が保護者の知らない方向を見ている、保護者とは見ている方向が違う、そして、保護者の目の届かないような場所に行ってしまうということが実際には起きているのかなと思っております。それは、この後触れるフィルタリングの利用と関係なく、そういったものなんだということでございます。子供の船の行き先というインターネットの利用の方法は把握できないということはおく当然なことなのでは思っておりますが、なかなかそういったことを保護者がイメージしにくいのかなと感じておまして、総務省からの質問の1番目にあります、低年齢、幼児、未就学児の保護者に対してはどのように向かうかという点でございますが、そういったことを保護者に強く意識してもらうことが今後の啓発の重要なポイントになるのかなと考えてございます。

3ページを御覧ください。自由に動けるということは当然、楽しいことでありますし、得るものがある一方で、そこならではのトラブルもあるというのは御認識のとおりかと思っております。そういったトラブルを避けるための対策として、フィルタリングやルールというのがありますが、もう一つ、大きな柱として、子供自身がトラブルを回避、解決する能力を身に付けるように導く必要もあるのかと、そのように考えてございます。

4ページを御覧ください。前ページで触れました、ルールを設けることや安全装置とここでは申し上げていますが、フィルタリングを利用するということは基本的な対策でございますので、引き続き啓発を行っていく所存でございます。ただ、子供を信頼しているとか使い勝手が悪いなどの理由によって、フィルタリングの利用を止めてしまうことが多々見受けられるのかなと考えております。トラブルを回避するための最低限として、ウェブの有害情報のみでも遮断できるような、そういった機能が選択できることを、これからは検討していく必要があるのかと考えておまして、これが今後のフィルタリングの方向性として御質問いただいた、2番目に対する考えでございます。

なお、こういった場合には、アプリの利用方法についても課題が残っているわけですので、SMA Jの方々と連携するなどして、アプリの利用方法を学ぶということも、今後、引き続

きやっていききたいというところでございます。

5 ページを御覧ください。3 ページで触れました、子供自身がトラブルを回避、解決する能力を身に付けるためということで、保護者の方々は子供の経験や成長度合いを見て、技量に見合った、技量に見合うチャンスを与えて利用を促していく、成長を促していくことが必要だと考えておりますので、そのために海と申し上げますが、インターネットの特徴や注意すべきことを学んで、それを子供に伝える、見守るということを保護者に対して我々が伝えていくことも、もう一つ重要かということでございます。例えば、プログラミングやネットの構造など、そういう知識を得ることで様々な問題を回避する能力、基礎力が高まるのかと考えているところでございます。

最後になりますが、子供がいろいろな知識を得ることによって、ここでは航海の目的と書いていますが、インターネットの利用の目的を持つことがあるのかもしれませんが。そういうことになれば、我々の知らない新たなサービスというか、未来のものでしょうか、そういうことが得られる人材が育つ可能性もあるのかなと、そのように感じているところでございます。

早口になりましたが、以上でございます。ありがとうございます。

【中村主査】 ありがとうございます。では、最後に、ソーシャルメディア利用環境整備機構、SMA J、藤川さんからお願いいたします。

〈(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構から、資料 12-9 「(一社) ソーシャルメディア利用環境整備機構資料」について説明〉

【ソーシャルメディア利用環境整備機構】 ありがとうございます。ソーシャルメディア利用環境整備機構、SMA J の藤川です。

資料 12-9 を御確認ください。改めてですけれども、私ども SMA J ですが、SNS に起因する児童被害防止、そのために設立された任意団体、青少年ネット利用環境整備協議会を前身として、昨年 7 月に一般社団法人化した関連事業者による団体でございます。

活動内容でございますけれども、実効性の高い利用者保護施策の検討・実施ということで、これまで各事業者が実施してきた利用者保護の知見をデータベース化して、業界内で共有して、継続的かつ実効性のある施策の検討、実施を行っているところでございます。

啓発面に関しましては、SNS を活用した啓発活動を行っておりまして、政府や他の団体様と連携して推進しておりますところでございます。また、特に青少年の利用上の課題について

は、年齢等の利用者属性に応じた環境整備、これを推進しているところでございます。

翌ページでございまして、啓発施策の一環として、青少年によるSNS等の利用に係る保護者等の判断に資する情報発信をしているところでございまして、まさに今回テーマとなっておりますフィルタリング等で、サービス利用に関して、保護者様が利用の許可、制限を判断する。もしくは、お子様について、サービス利用について指導していただく、その際に御活用いただく情報として提供をしておるところでございます。

昨年の3月から前身の団体のホームページに掲載しておりまして、現在はSMAJのホームページに掲載して、情報提供しているということでございます。サービス自体の概要及び利用上の注意点といったものを掲載しておりまして、保護者様に活用いただきたいということでございます。周知、普及ということでございますけれども、安心ネットづくり促進協議会様と連携しながら、引き続き、情報のコンテンツの充実化も図りながら、さらに御活用いただけるように進めていきたいと考えております。

また、翌ページになりますけれども、SNSを活用した啓発活動ということで、新たな施策を今、予定しております。LINEの公式アカウントを開設して、SNS安心安全ガイドという啓発のコンテンツを近日に提供を開始する予定となっております。こちらでは、SNSのアーキテクチャーを活用して、子供が活用するセルフチェックテストであったり保護者様が活用するチェックリスト、お子様の利用環境のためのチェックリスト、また、関連動画や相談窓口など、政府やNPOさんのコンテンツも紹介していきたいと思っております。

このようにサービス上の保護施策、これの実効性の向上及び啓発活動の推進を通して、引き続き、業界団体として、SNSの利用環境整備、こちらを推進してまいりたいと思っております。

以上でございます。

【中村主査】 どうもありがとうございました。皆さんに大変な御協力をいただきまして、コンパクトな御報告をいただきまして、時間ぎりぎりのところでヒアリングをクリアしたということで時間が来たわけですがけれども、もし御都合のつく方は、少々延長することをお許しいただいて、数問質問を受けたいと思います。いかがでしょうか。尾花さん、上沼さん。

【尾花構成員】 尾花です。よろしいでしょうか。コンパクトにお話をさせていただきます。

まず、アルプス システム インテグレーションの吉井さんにお伺いしたいのですが、以前、フィルタリングを一時的にオフにするような機能を追加しましょう！みたいな話にな

ったと思うのですが、その辺りの開発の経過はどんな感じになっていますか？コロナ禍で仕事が思うように前に進まない状況が続いていますが、イベント会場でそういった会話をしてから期待していたので、状況をお知らせいただければと思います。

それと、SMA Jの藤川さんに、これはお願いします。保護者資料ということで、3ページ目に御紹介いただいている事業者各社が作ったものがありますが、先ほど総務省さんから御説明があったときに申し上げたように、ここの#NoHeartNoSNSのコンテンツのページには、心が壊れそうになりながらも何とか設定で回避しようとする子供たちも来ます。そういう子供たちが来たときに、見えないようにする方法など、具体的な操作方法を、心が折れているときでもそれを見ればできるような分かり易い内容のご提供を、今後ぜひ、お願いしたいと思います。

以上でございます。お時間ありがとうございました。

【中村主査】 質問の御回答はありますでしょうか。

【アルプスシステムインテグレーション】 ALSI、吉井でございます。よろしいでしょうか。

【中村主査】 はい。

【アルプスシステムインテグレーション】 尾花先生からいただきました御質問につきまして、回答させていただきます。

こちらにつきましては、まず、何年か前のイベントで御要望をいただいて承っております。承った情報につきましては、開発のほうに共有させていただいております。ただ、弊社は技術提供をしている会社のため、機能実装されるかどうかにつきましては、別途違うルートで検討という形になりますので、こちらのほうといたしましては、開発のほうには情報共有をして、適宜上げているという状況でございます。

以上でございます。

【尾花構成員】 ありがとうございます。引き続きよろしく申し上げます。

【中村主査】 上沼さん。

【上沼構成員】 ありがとうございます。まず、簡単にコメントですけど、TCAさんの動画の普及啓発は非常にありがたいと思います。実はこの間、私がガラケーからスマホに乗り換えたときに、店頭で契約をしたら、2時間がつつり説明を受けまして、へろへろになって帰ってきて、これにさらにフィルタリングの説明など聞いたら気力が尽きちゃうなど思っていたところです。店頭じゃなくて動画で受けられるのであれば、そのほうが頭に入る

と、素直に自分の実感として思った次第です。

あと、テレサ協さんのフィルタリングの効果の可視化、これは非常に分かりやすいものだと思います。結局フィルタリングがどう役に立つのかというのが、多分保護者のほうにもよく分かっていないように思います。今や、ある意味、ウイルス対策ソフトと既に同じレベルで青少年が使う場合には必須というものだと思うんですが、そういう認識がないと、なかなか保護者のほうには利用の促進ということにはならないのかと思うので、これはぜひとも、可視化の普及啓発の教材等がありましたら、今後、共有していただければありがたいかと思えます。

あと、それに加えて、この間、実際にお子さんに聞いたところ、スクリーンタイムとフィルタリングを、ごっちゃにされていて、時間的な利用制限がかかっているものをフィルタリングだと思っているみたいな状況になっています。その区別がつくこと自体にあまり意味があるとは思わないんですけれども、いろいろな機能があり過ぎて複雑過ぎる上に、先ほど尾花委員がおっしゃっていたように、対応概念などが複雑過ぎるので、今後、そのところがもう少し分かりやすいように何とかしていただけないかと思えます。そうでないと、保護者のほうでは理解が追いつかないと思えますので、その辺をぜひともメーカーさん側と販売者側のほうで、努力いただければありがたいかなと思えます。

あと、安心協さんのシェアに関して言うと、低年齢だと海というより、むしろビニールプールから始めるんじゃないかなと思ったりするので、簡単なコメントです。

あと、SMA Jさんの普及啓発に関しては、いろいろな方面で発信していただいて、非常に効果的だと思います。SNSコンテンツ事業に関して1点追加させてもらえれば、実際にはSNSの利用に向かない低年齢者というのがいるわけだと思うんです、13歳未満などは利用規約上利用が認められていなかったりなどしています。そのような低年齢者がコンテンツの利用をしないための仕組みについて、以前からお話があったと思うんですけれども、その部分を進めていただけると、ますますいいのかと思えますので、以上、雑駁なコメントでした。

【中村主査】 ありがとうございます。石田さんと森さんから手が挙がっていますので、今日はそこまでにしましょうか。石田さん、お願いします。

【石田構成員】 すいません。SMA Jさんにお問い合わせなんですけれども、先ほど3ページ目について、尾花さんからもこういう面を強化してもらいたいとお話ございましたけれども、このところは保護者の方が判断するのにとっても分かりやすいかとは思ったんです

が、各社さん、情報提供のところに差がありまして、例えば、より詳しくはここにというリンクが貼ってあるところがありますので、このページだけじゃなくて、実際のサイトの、ここに書いてあると各社さんリンクを貼っていただけるとより分かりやすいかと思いたいで、ぜひお願いしたいと思いたいます。

【中村主査】 森さん、どうぞ。

【森構成員】 ありがとうございます。

一言だけですが、安心協さんの御説明の最後にありました、トラブル回避、解決のために海の成り立ちと特徴を学ぶことによって、新たな世界が開けるんじゃないかというのは、これはすごく重要な御指摘だと思いたいました。石田さんから行動ターゲッティング広告の話が少しあったりしましたし、あとはSNSについて言うんだったら、トランプがアカウントをバンされて表現の自由の侵害なのかみたいな話もありましたし、こういうトラブルから学ぶことはすごく膨大だし、一般的だし、それによって、ほかのより重要なトラブル回避にとどまらないことを学んでいけるんだらうと思いたうので、そういう統合的な考え方、ICTリテラシーのそういうのはすごく重要な御指摘だと思いたいました。

以上です。

(3) 閉会

【中村主査】 どうもありがとうございました。

では、今日の議事はここまでとしたいと思いたいます。今日も盛りだくさんでございまして、全部を消化し切れなかったと思いたいますので、皆さんから追加の質問、あるいは追加のコメントがございましたら事務局のほうにお寄せいただきまして、事務局のほうで適宜処理をしていただければと思いたいます。

では、最後に次回のタスクフォースのスケジュールについて連絡お願いたいます。

【萩原消費者行政第一課課長補佐】 事務局の萩原でございまして。

次回の日程、場所等につきましては、調整の上で別途、事務局から御連絡させていただきますので、よろしくお願いたいたします。

【中村主査】 では、閉会といたいたします。遅くまでどうもありがとうございました。

以上